

スペシャルトピック②

外国人を雇用するうえでの留意点とは ——「外国人雇用管理セミナー」より

調査部

外国人材の新たな受入れに向けた在留資格（特定技能）が新設され、また、留学生の就職を促進する告示の改正等も行われるなか、東京労働局等の「外国人雇用管理セミナー」が6月17日、都内で開催された。当日の講演と配布資料等を基に、外国人労働者の活用状況を把握するとともに、喫緊の政策動向を踏まえつつ、外国人雇用に際しての留意点等を紹介する。

外国人労働者は約146万人

在留外国人（中長期在留者+特別永住者）数は、東日本大震災後の2012年（203万3,656人）以降、2015年には223万2,189人、2018年には273万1,093人と右肩上がりでの推移してきた。増加は6年連続で、2018年末は対前年末に比べて16万9,245人（6.6%）アップ。過去最高を更新し、在留外国人の総人口に占める割合は2.16%となった（法務省「在留外国人統計」）。

就労する「外国人労働者」数（在留資格「外交」「公用」の者等を除く）も増え続けてきた（図表1）。2018年10月末時点の外国人労働者数は146万463人と、2007年に届出が義務化されて以降の最高を記録。2012年当時（68万2,450人）の2倍を上回る水準となっている（厚生労働省「外

国人雇用状況の届出状況」）。

高度外国人材の受入れがスタート

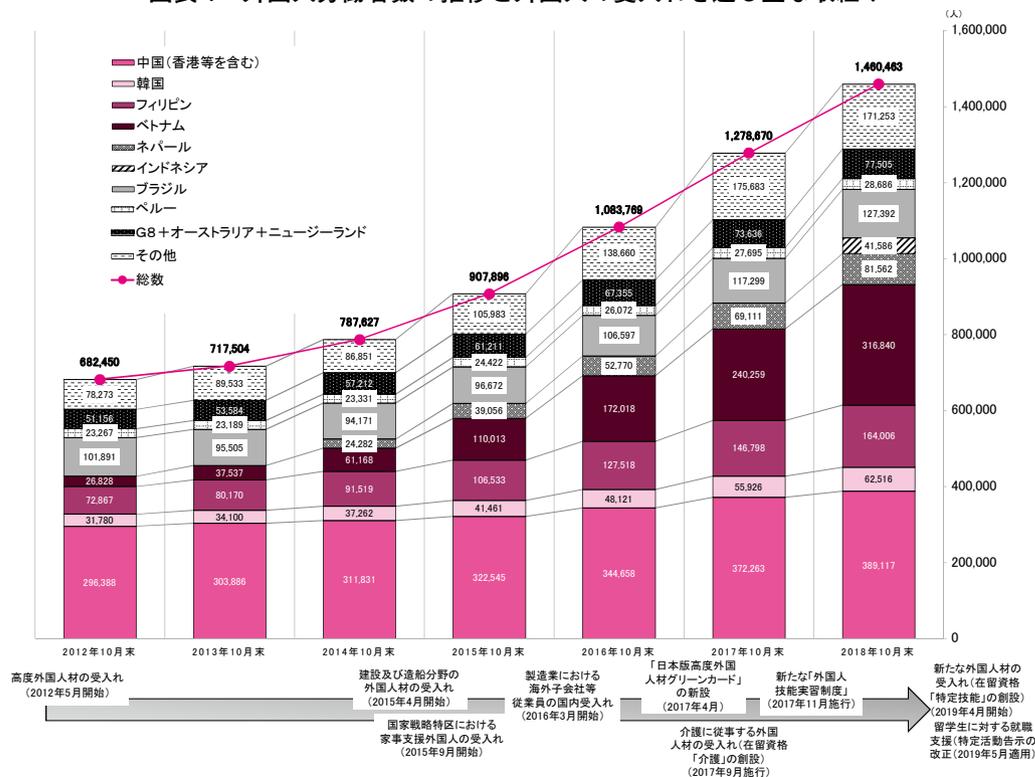
外国人労働者の受入れを巡っては、「第9次雇用対策基本計画」（1999年閣議決定）に基づき、「我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進する」一方、「いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出し国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサス

を踏まえつつ、十分慎重に対応する」などといったスタンスが採られてきた。

そうしたなか、2012年5月には、「高度外国人材の受入れ」がスタート。経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人については、出入国管理上の優遇措置を通じて受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」が導入された。また、「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正により、2015年4月には、高度人材に特化した在留資格となる「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」（高度専門職1号で3年以上、活動した者が対象で在留期間は無制限等）が創設された。

さらに、同年4月には、復興事業の

図表1 外国人労働者数の推移と外国人の受入れを巡る主な取組み



資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」等を基に編集部作成

加速化と東京オリンピックパラリンピック競技大会関連の建設需要に対応するための建設分野、及び人材の流動性が高い造船分野における緊急かつ時限的な措置として、国土交通大臣が適正な受入れの確保に關与する枠組みでの受入れを開始。また、2016年3月には、製造業における海外子会社等の従業員を国内に受入れ、新製品開発等の専門技術を修得させ、当該技術を海外拠点に移転すること等を可能にするため、経済産業大臣の認定を前提にした受入れ制度がスタートした。

外国人材の受入れのあり方を総合的かつ具体的に検討へ

こうしたなか、同年6月には、「世界最速級の『日本版高度外国人材グリーンカード』を創設し、「2020年末までに10,000人の高度人材認定を目指す」ことなどを掲げる、「日本再興戦略2016」が閣議決定された。同戦略ではまた、「経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める」とし、そのため、「移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく」とする方針等が示された。

技能実習制度も見直し

2016年11月には、介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士資格を取得した者を対象に在留資格「介護」を創設する入管法の一部改正法が成立し、2017年9月より施行された。

また、同じタイミングで、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」

も成立し、2017年11月より施行された。同法は、技能実習が労働力の需給調整手段として行われることのないよう、「技能実習計画」の認定制度や「監理団体」の許可制度を導入するとともに、その事務を担う「外国人技能実習機構」を新設するもの。また、技能実習生が入国後1年目に技能等を修得する「技能実習1号」、入国2・3年目に技能等に習熟する「技能実習2号」に加え、技能等に熟達するための「技能実習3号」の区分を創設し、所定の技能評価試験の実技試験に合格した場合、技能実習の最長期間を5年間(但し一旦帰国(原則1カ月以上)後)とする拡充等も図られた。

「定住者」に次いで多い「資格外活動」

このような経緯を踏まえつつ、増加してきた外国人労働者約146万人を、在留資格別に見ると次のようになる(図表2)。まず、①最も多いのが身分・地位に基づき在留する者で約49.5万人。「定住者」(主に日系人)や「永住者」「日本人の配偶者等」であり、在留中の活動(仕事や労働時間等)に制

限がない。

次いで多いのは、②「資格外活動」で約34.3万人。いわゆる留学生や家族滞在のアルバイト等であり、本来的には「就労が認められない在留資格」でありながら、同資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可される。これに、③技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的とする、「技能実習」の約30.8万人が続く。

次いで、④大学教授等やポイント制による高度専門職、企業等の経営者・管理者、弁護士・公認会計士、医師や看護師、私企業等の研究者や機械工学等の技術者、語学教師や通訳、デザイナー、企業内転勤者、調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者など、就労目的での在留が認められる者(いわゆる「専門的・技術的分野」)が約27.6万人。最後に、⑤EPA(経済連携協定)に基づく外国人看護師や介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者や造船就労者など、「特定活動」の在留資格を持つ者が約3.5万人となっている。

図表2 在留資格一覧表

就労が認められる在留資格(活動制限あり)		身分・地位に基づく在留資格(活動制限なし)	
在留資格	該当例	在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族	永住者	永住許可を受けた者
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族	日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
教授	大学教授等	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
芸術	作曲家、画家、作家等	定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等		
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等		
高度専門職	ポイント制による高度人材		
経営・管理	企業等の経営者、管理者等		
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等		
医療	医師、歯科医師、看護師等		
研究	政府関係機関や企業等の研究者等		
教育	高等学校、中学校等の語学教師等		
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等		
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者		
介護	介護福祉士		
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等		
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等		
特定技能(注1)	特定産業分野(注2)の各業務従事者 新設		
技能実習	技能実習生		

(注1) 平成31年4月1日から
 (注2) 介護、ビルクリーニング、造船・船舶産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船舶工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、製鉄業、航空機部品製造業、外貨業
 (平成30年12月25日閣議決定)

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

資料出所: 出入国在留管理庁の都道府県別説明会配布資料(在留資格「特定技能」について)より抜粋

ベトナムやネパールが顕著に増加

外国人労働者を国籍別に見ると、中国（38万9,117人）が最も多く（26.6%）、次いで、ベトナム（31万6,840人）が21.7%、フィリピン（16万4,006人）が11.2%、ブラジル（12万7,392人）が8.7%等となっている。なかでもベトナムは、2014年当時は6万1,168人と、ブラジル（9万4,171人）やフィリピン（9万1,519人）を下回っていたものの、2015年に抜き去って以降は2位をキープしており、現在では2014年当時の5倍を上回るボリュームとなっている。同様に、2018年の人数規模では5位（8万1,562人）ながら、2014年当時（2万4,282人）の3倍以上に膨らんでいるのがネパールである。

さらに在留資格を掛け合わせると、ベトナム国籍の外国人労働者のうち、45.1%は「技能実習」で、39.4%が「資格外活動」（38.1%が留学）となっていることが分かる。また、ネパールでは79.5%が、「資格外活動」（54.6%が留学）である。

留学生の就職促進に向け告示も改正

外国人留学生は、2017年末時点で31万1,505人を数え、2005年末時点（15万7,715人）の2倍に迫る水準となっている（法務省「在留外国人統計」）。外国人留学生の国内就職も増加しており、就職を目的として在留資格の変更許可を受けた人は、2005年当時の5,878人から、2017年には2万2,419人と約3.8倍に増加した。だが、セミナーで講演した東京外国人雇用サービスセンターの津田武彦・室長は、「日本での就職を希望する留学生が6割以上いるなかで、実際に就職できているのは3割程度。企業側と留学生側の双方

の情報不足等によるミスマッチがあるとされている」と指摘する。

そうしたなかで、「日本再興戦略2016」では、「外国人留学生の日本国内での就職率を5割に向上させる」目標等が掲げられ、「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）2018」（2018年6月閣議決定）では、「在留資格に定める活動内容の明確化や、手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げる」方針等が明示された。また、昨年12月に策定された「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」では、「平成30（2018）年度中に大学を卒業する留学生が就職できる業種の幅を広げるため、平成31（2019）年3月を目途として在留資格に係る告示改正を行う」考えが示されるなどした。

こうしたことを背景に告示の改正が行われ、5月30日より適用された。これまで本邦の大学・大学院を卒業・修了した留学生については、その活躍が期待されながらも、従事しようとする業務内容が現行の在留資格には当てはまらないとして、例えば飲食店等でのサービス業務や、製造業務等に専従することは認められてこなかった。そこで今般の改正では、「大学（4年制）または大学院の課程を適正に卒業・修了した留学生」について、「在学中に修得した知識や、日本語を含む語学力を活用する業務が含まれている場合、その就職を認める」こととなった。

新たな道筋で就職活動も変化へ

具体的には、①常勤の従業員として雇用され、修得した知識や能力等の活用が見込まれること、②本邦の大学（短期大学を除く）を卒業し、または大学院の課程を修了して学位を授与された

こと、③日本人と同等額以上の報酬を受けること、④高い日本語能力を有すること（試験またはその他の方法により、日本語能力試験のN1レベル等が確認できること）——を要件に、「特定活動」資格による在留等が認められることになった。津田氏は、「日本語能力試験のN1レベルをクリアしている留学生にとっては、新たな就職の道筋が開かれたことになる。要件に合致する留学生の就職活動の幅は、大きく変わってくるだろう」などと指摘した。

なお、同センターでは留学生等の職業相談・紹介等を行っており、「日本人よりスロースターターや準備不足が否めない」外国人に、就職ルールを理解してもらうセミナーや、採用を考える企業と一堂に会する面接会（昨年は企業約100社に対し、留学生等約1,800人が参集）を開催するなどしている。津田氏はその積極的な利用を呼びかけつつ、「当センターでは求人は直接、受け付けておらず、各事業所の管轄ハローワークに出された求人カスタマイズしながら、職業相談・紹介を行っている」などと説明。「外国人向けの専用求人は、職業安定法第3条に抵触して出すことができない」ため、企業にとってはどのような求人を出せば良いか悩ましいところだが、「日本語能力を問う求人は自ずと日本人以外も対象ではないかと考えられるし、事業展開に際してのブリッジ人材など、こういった言語能力を要するか等を明確にさせていただくなかで、推察しながらマッチングしている」などと紹介した。

新たな在留資格「特定技能」の創設

一方、骨太の方針2018に基づき2019年4月には、外国人材の新たな受入れ体制が整備された。方針では、「中小・小規模事業者をはじめとした人手不足

は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている」とし、そのための「設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある」などと強調。入管法等が改正され（2018年12月公布）、新たな在留資格となる「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設された（図表3）。

「特定技能1号」は、介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業——の14の「特定産業分野」に属する、相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格であり、「特定技能2号」は建設と造船・船用工業の2分野について、熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格となっている。

「特定技能」資格に必要な技能水準や日本語の能力水準は、試験等で確認する。例えば、「介護」（5年間の受入れ見込み数は最大で6万人）であれば、介護技能評価試験（仮）等＋日本語能力判定テスト（仮）（＋介護日本語評価試験（仮）等）で構成。また、宿泊（同2.2万人）であれば、宿泊業技能測定試験（仮）＋日本語能力判定テスト（仮）等、外食（同5.3万人）なら外食業技能測定試験（仮）＋日本語能力判定テスト（仮）等といった具合である。

「特定技能1号」は、在留期間が1年（6カ月または4カ月毎の更新）で通算上限5年までとされ、家族の帯同

は基本的に認めない。一方、「特定技能2号」については、在留期間が3年（1年または6カ月毎の更新）で、要件を満たせば家族（配偶者、子）の帯同も可能とされている。

「特定技能」資格の取得に当たっては、「技能実習2号」を良好に修了した外国人であれば技能・日本語試験が免除される。一方、新たに来日予定の外国人は国外で行われる技能・日本語試験に、また、国内に在留している留学生など中長期在留者も、まずは技能・日本語試験に合格することが求められる。そのうえで、同試験に合格できれば、求人募集に直接、申し込むか、ハローワークや民間の職業紹介事業者による求職のあっせんを通じ、受入れ機関と雇用契約の締結等に至る。その後、来日する場合は在留資格認定証明書の交付申請を行い、審査後、査証の申請・審査を経て発給に至り、さらに入国後、生活オリエンテーションの受講や市区町村等での住民登録、給与口座の開設等を行って初めて働き始めることができる。これに対し、既に国内に在留している場合は雇用契約の締結後、在留資格変更許可申請を行い、審査を経て、許可が下りれば、受入れ機関での就労を開始することができる。

こうしたなか、東京外国人雇用サービスセンターで多くの留学生に接している津田氏は、「国内では4月に宿泊業と外食業が既に試験を行い、合格率7割程度で合格者も出始めた」と報道されている。実際に受験した留学生に尋ねると、『簡単だった』という人もいれば、『難しい』という人もいて受け取り方は様々のようだが、早ければ7月頃から、『特定技能』資格で就労し始める人が出てくるのではないかと見ている」などと指摘した。

外国人雇用管理指針が改正に

セミナーではまた、東京労働局職業安定部職業対策課特別雇用対策係の岩崎裕平・主任が、4月に改定された「外国人雇用管理指針」等について解説した。外国人労働者の雇用管理に当たっては、事業主が適切に対処するために必要とされる措置の具体的な内容が、労働施策総合推進法に基づく「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成19（2007）年厚生労働省告示第276号）として示されてきた経緯がある。

今般の改定では、①募集・採用の適正化（違約金、保証金の徴収等を行う職業紹介事業者等からあっせんを受けないこと等）や、②適正な労働条件の確保（労働条件の明示について、母国語や平易な日本語等を用いるなど理解できる方法で行うよう努めること等）、また、③安全衛生の確保（長時間労働者に対する面接指導やストレスチェック、母性保護に関する措置の実施）、④労働・社会保険（労災保険手続について本人に加え、家族等からの相談に応ずること等）、⑤人事管理・生活支援等（社内規程等の多言語化など、職場における円滑なコミュニケーションの前提となる環境の整備等）、⑥解雇等の予防（解雇制限期間中の解雇の禁止や妊娠・出産等を理由とした解雇の禁止等）、⑦請負を行う場合（事業所内における適切な雇用管理等）、⑧在留資格に応じた措置（「特定技能」は雇用契約の基準、支援・届出等の義務に留意すること、「留学生」については新卒採用等に当たり、在留資格の変更が必要であることに留意すること等）——などが追加された。

岩崎氏は、募集・採用に関して「外国人であることを理由に応募を拒否す

ることのないよう」呼びかけた。また、「労働基準法等の労働関係法令や社会保険関係法令は、国籍を問わず適用される」と指摘。さらに、「外国人雇用管理指針」の改定に伴い、「労働契約法、最低賃金法、男女雇用機会均等法等についても記載が追加された。外国人を例外規定とするような法令はないと思って欲しい」などと注意喚起した。そして万一、「事業縮小等に至る場合でも、雇用が継続できないか模索して欲しい」こと、また、「やむを得ず解雇等を行う場合にも、在留資格に応じた再就職が可能になるよう、必要な援助を行って欲しい」ことなどを挙げ、理解を求めた。

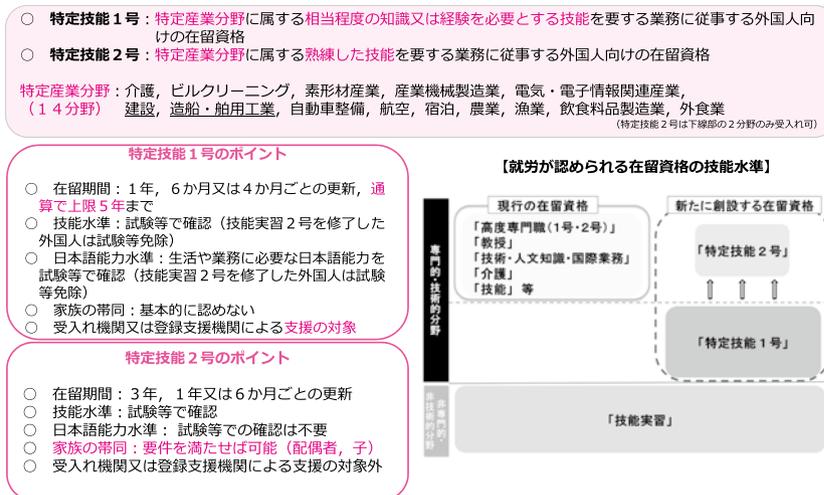
留学生は定期的に在籍照会を

セミナーの最後に登壇した警視庁オリンピックパラリンピック競技大会総合対策本部管理官兼組織犯罪第一課調査担当の秋保弘徳・警視は、「不法就労」防止の必要性を強調した。

不法就労には、①オーバーステイ、密入国等の不法滞在者や被退去強制者が働くケース、②観光等の短期滞在目的で入国した人や、「資格外活動」の許可を受けていない留学生等、就労許可を受けずに働くケース、そして、③調理人や語学教師等の就労を認められた人が工場の単純労働者等として働いたり、留学生が許可された時間数を超えて働くなど、出入国在留管理庁が認めた範囲を超えて働くケースがある。

秋保氏は「最近、留学生の大規模な失踪が報道されたが、要は在留資格を隠れ蓑に、就労を目的に来日した外国人。留学生と言っても、1カ月程度で辞めてしまうケースが増えており、留学生だと思って雇入れたが、知らないうちに学校には通っていないなんてこともある」などと指摘。「学校を

図表3 在留資格「特定技能」の概要



資料出所：出入国在留管理庁の都道府県別説明会配布資料(在留資格「特定技能」について)より抜粋

辞めた時点で、資格外活動もできなくなる。身分確認をしっかりと行わないと、不法就労助長罪として3年以下の懲役や300万円以下の罰金を課せられかねない」とし、「強制力はない」としながらも、「われわれも学校を回って協力を依頼している。是非、定期的に在籍照会を行って欲しい」などと呼びかけた。

外国人との共生に向けて

秋保氏はまた、外国人の犯罪にも言及し、「昨年、警視庁管内では3,391人の外国人が検挙された。一昨年より281件増えたが、殺人や窃盗、傷害などの刑法犯は増えていない。一方で、不法滞在や薬物犯罪などの特別法犯が年々増加している」などと指摘。「母国で借金して来日している関係上、簡単には帰れず、麻薬の密売や振り込め詐欺等に手を染めるケースもある」とし、また、「昨年は3,000万人を記録した観光客も、来年はオリンピックパラリンピックの開催に伴い、4,000万人とも見込まれている。観光ビザで入国しながら、偽造在留カードを手に入れて就労しようとする外国人も出てくるだろう」として、その見分け方等を指南した。

そのうえで「昨年は、偽造在留カードを所持していたとして、都内だけで177人が捕まったが、ネット上で簡単に入手できるため、氷山の一角に過ぎない。偽造在留カードに遭遇したら是非、組織犯罪対策課にご連絡いただきたい」と理解を求めた。一方で、「外国人は言葉の違いやコミュニケーションの取り方、生活上のルールやマナー等に苦勞するケースも多い」とし、「講習会も行っているため、かわいそうなことにならないよう、是非、活用していただきたい」などと紹介した。



「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」には、医療、保健、教育、住宅、金融・通信サービスなど、生活の様々な場面で必要な全126におよぶ具体的な施策が盛り込まれ、220億円を超える予算が計上された。「出入国在留管理庁」の創設を始め、行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮）」(全国約100カ所、11言語対応)の整備など、外国人を積極的に受入れ、共生できる社会の実現に向けた環境整備が進められようとしている。(調査部)